

医療法施行令の一部を改正する政令について（概要）

厚生労働省医政局総務課

1. 改正の趣旨

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、条項ずれの整備を行う。

2. 改正の概要

- 改正法第 8 条による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能の確保を目的とする報告制度等の規定が整備され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

これに伴い、改正法第 8 条による改正前の医療法第 30 条の 18 の 4 について、第 3 項及び第 4 項が 2 項ずつ繰り下げられるとともに、同条が第 30 条の 18 の 5 に移動したことから、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）について所要の規定の整理を行う。

3. 根拠条項

- 医療法第 6 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 7 年 3 月 14 日
- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三条（略） 2 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の五第二項及び第六項の規定は、適用しない。 3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の五第二項及び第六項の規定は、適用しない。 4 （略）	第三条（略） 2 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。 3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。 4 （略）